

湖南広域行政組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和5年6月30日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄

湖南広域行政組合監査委員 高田正司

【定期監査】

令和5年2月27日告示分

意見・指摘事項	措置状況等
<p>業務マニュアル・事務処理フローの整備は重要であり、必要と思われる事務等について、未整備のものは早急に整備すること。</p>	<p>地域環境整備事業交付金交付事務マニュアル、長期包括的運転管理業務事務マニュアルを整備完了し、他は組合総務部・出納室所管の事務要領等に準じ執行することといたしました。</p>
<p>長期包括的運転管理業務は専門業者に委託しているが、その中で、薬品庫の物品管理について、管理表の整備がなされていない状況であるため、整備するよう指導するとともに、その運用が適正になされているか定期的に点検すること。</p>	<p>定期監査翌日（令和5年2月28日）に既存管理表を薬品庫にも配置完了し、使用前後ならびに毎月点検を実施しています。</p>